

## 洞爺湖町が指定する指定管理者からの暴力団排除に関する事務処理要綱

### (趣旨)

第1条 洞爺湖町暴力団排除条例(平成24年洞爺湖町条例第18号。以下「条例」という。)第6条第1項及び洞爺湖町暴力団排除条例施行規則(平成24年洞爺湖町規則第24号。以下「規則」という。)第5条の規定に基づき、洞爺湖町が指定する指定管理者から暴力団排除の措置を講ずるに当たり、その事務処理に関する基本的な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例及び規則に定めるところによるほか、次の各号に掲げるとおりとする。

指定候補者 洞爺湖町公の施設に係る指定管理者の指定に関する事務処理要綱(平成20年洞爺湖町訓令第13号)第3条の公募による候補者及び同要綱第9条の公募によらない候補者をいう。

不当介入 不当な利益を得る目的で、暴力団等が行う事実関係及び社会通念等に照らして合理的理由が認められない不当、又は違法な要求及び指定管理者の指定の適正な履行を妨げる違法な行為をいう。

### (意見の聴取等)

第3条 町長等は、指定候補者が排除対象者に該当する疑いがあると認めるときその他必要があると認めるときは、規則第8条の規定により管轄警察署に意見の聴取を行うものとする。

指定候補者が排除対象者に該当するか否かの照会に関すること。

その他排除対象者を制限するために必要なこと。

### (排除措置)

第4条 町長等は、前条の規定による意見聴取の結果、指定候補者が排除対象者と判明したときは、規則第5条第1項の規定に基づき、排除措置を行うものとする。

2 前項に規定する排除措置に係る手続等については、洞爺湖町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成20年洞爺湖町条例第22号)に定めるところによる。

### (不当介入の際の措置)

第5条 町長等は指定候補者に対し、指定管理業務の履行に当たって、排除対象者から不当介入を受けたときには、洞爺湖町の事務、事業における暴力団員等からの不当介入対応要綱(平成24年洞爺湖町訓令第

号)の規定に基づき、遅滞なく当該不当介入を受けた内容を報告させるとともに、管轄警察署への通報及び捜査への協力について指導するものとする。

2 指定候補者が前項に規定する町長等への報告又は管轄警察署への通報を怠ったときは、指定管理者の指定を取り消すことができる。この場合における取消の手続きについては、第4条を準用する。

(管轄警察署への協力要請)

第6条 町長等は、次のいずれかに該当するときは、合意書(規則第8条に規定する合意書をいう。)に基づき、管轄警察署に文書で協力を要請することができる。

排除対象者との指定を解除するとき。

暴力団により指定管理事務を所管する職員等の安全が脅かされるおそれがあるとき。

その他排除対象者の利益となる建設工事等の制限を行うため、特に必要があると認めるとき。

(記録及び通知)

第7条 町長等は、排除措置を行ったときは、その経過及び結果を指定管理者の指定からの暴力団排除に関する記録票(別記様式)により記録するとともに、管轄警察署へ合意書に基づき通知するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長等が別に定める。

附 則

この訓令は、平成24年12月1日から施行する。

別記様式（第9条関係）

指定管理者の指定からの暴力団排除に関する記録票

年 月 日

記録者(所属・職・氏名)

施設名		
担当課		
申請受付日		年 月 日
措置を行った日		年 月 日
申請者	氏名	
	住所	
	電話番号	
	生年月日	年 月 日生
	備考	
警察署の意見等	警察署	
	担当者職・氏名	
	意見聴取の内容等	
	協力要請の有無	有・無
	備考	
概要等		